

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



おおはる成年後見支援センター

おおはる成年後見支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」などの権利擁護に関するご相談に応じ、利用について支援します。

例えば、認知症のためにお金の管理や契約に関する不安を抱えていたり、障がいのある子ども将来について考えたいなどの相談を受け付けますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 月～金曜

午前8時30分～午後5時15分

※祝日を除く

問合せ先 おおはる成年後見支援センター(社会福祉協議会内)

☎(433)1505

防災行政無線などによる 情報伝達訓練

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備えた情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート^{*})を用いて全国で行われます。

訓練実施日 6月7日(水)午前11時ごろ(中止する場合は町メールサービスでお知らせします。)

訓練内容

- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・町メールサービスによる配信
- ・役場庁舎の館内放送

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151

自転車は車両です 不慮の交通事故に備えましょう

●本県では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。

ています

自転車安全整備制度(TSマーク)に加入

TSマークは、自転車安全整備店で点検・整備した自転車に貼付されるもので、1年間有効の傷害保険と賠償責任保険が付いています。(詳しくは、公益財団法人 日本交通管理技術協会のホームページをご覧ください。)

損害賠償責任保険に加入

既に加済の自動車任意保険、火災保険、傷害保険の特約に付帯している場合もありますので、保険の証書をご確認ください。

●ヘルメットの着用が努力義務化されます

4月から、すべての自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となります。

当町では、ヘルメットを購入した7歳から18歳の児童生徒等および65歳以上の高齢者を対象に、上限2000円の補助があります。条件など詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

電波利用環境保護周知啓発強化期間
6月1日～6月10日
電波のルールは必ず守りましょう

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政用無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



▲デンパ君



▲技適マーク

不明な点は左記へお問合せください。

問合せ先

- 総務省 東海総合通信局
- 不法無線局の相談
- ☎(9771)91107
- テレビ等の受信障害の相談
- ☎(9771)9648

盗難被害・特殊詐欺の対策をとりましょう

町では安全なまちづくり推進のため、各種補助事業を行っています。

必要書類等詳しくは、防災危機管理課または町ホームページでご確認ください。

●センサーライト

対象 町内に在住し、当該年度中に住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライトを購入設置した方

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、1基につき2000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

●特殊詐欺対策電話機器等

対象 町内に在住し、当該年度中に満65歳以上となる方、またはその方と同居する世帯員の方

補助対象 特殊詐欺対策電話機、自動応答録音装置、自動着信拒否装置

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、50000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)
※両補助事業とも、ポイント利用分は補助対象外となります。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

総代、地区総代、事業者向け防犯カメラで犯罪抑止！防犯カメラ補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置の際には、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる**①②**の方

- ① 総代および地区総代の方
- ② 当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・戸数4戸以上の賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)の所有者
- ・自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補

助は1回限りとします。

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(10000円未満切り捨て)
※維持管理費用、地代、占用料等は除く

受付期限 令和6年2月末日

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受け付けはいたしません。)

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

国民年金保険料免除申請 令和5年度受付7月1日開始

国民年金は、20歳から60歳までの40年間納付することになりますが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除または猶予する制度があります。

ただし、この制度を利用した期間については、年金受給資格期間には算入されませんが、免除を受けた期間は年金額が減額さ

れ、納付猶予された期間は年金額には反映されません。将来、有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

また、免除・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

免除・納付猶予の対象となる方

- ・ 前年の所得(収入)が少なく、保険料の納付が困難な方
- ・ 失業により、保険料の納付が困難な方(「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要)
- **申請免除** 保険料の全額が免除されます。
- ・ **4分の3免除** 保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1を納付するものです。
- ・ **半額免除** 保険料の半額を免除し、残りの半額を納付するものです。

・ **4分の1免除** 保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3を納付するものです。
※免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象です。

● **納付猶予**

所得が少ない50歳未満の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

※納付猶予を受けるには、本人・配偶者の所得が審査の対象です。

必要なもの

- ・ 申請者の本人確認書類
- ・ 基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード

今年度新たに免除(納付猶予)の申請ができる期間

令和5年7月～令和6年6月

申請受付開始 7月3日(月)

申請・問合せ先

- ・ 中村年金事務所 ☎(453)7200
- ・ 役場 保険医療課 内線172

18歳までの子どもの保険診療による医療費が無料になります

現在、中学校卒業(満15歳の年度末)までの子どもの医療費の自己負担分を助成しています
が、令和5年10月診療分から、満18歳の年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成しません。(所得制限はありません。)

● **16歳から18歳までの子ども**

対象となる方へ申請書を7月中旬に郵送しますので、子どもの保険証の写しを貼付し、返送してください。(電子申請可)9月下旬に子ども医療費受給者証を郵送します。

● **0歳から15歳までの子ども**

(すでに受給者証を保持)
申請は不要です。9月下旬に有効期限が18歳までの新しい子ども医療費受給者証を郵送します。

10月1日からは、新しい受給者証と保険証を医療機関等の窓口で提示してください。

申請・問合せ先

役場 保険医療課 内線170

国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診が始まりました

40歳以上の方を対象に、年1回行われる健診です。今年も受診しましょう。

● **個別健診**

とき 6月1日(木)～10月31日(火)

ところ 安藤医院・こうのう内科・中原クリニック・はら医院・みきクリニック・みずのホームクリニック・むらかみファミリークリニックほか

※健診を受けた方は同年度内に人間ドック費用の助成を受けることができます。
※詳細は、該当者あての通知をご覧ください。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外に加入している方は、各医療保険者にお問合せください。

※今年の5月から10月の誕生日で75歳になる方には、誕生月の翌月末に受診券を随時郵送します。

問合せ先

役場 保険医療課 内線144・170

還付金詐欺と思われる 不審な電話に注意

職員を名乗り「医療費や保険税の還付金があります」などと話し、携帯電話の番号を聞き出そうとしたり、現金自動預払機(ATM)で振り込みをさせようとする事件が発生しています。還付金の手続きのために、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対ではありません。悪質な犯罪の被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

募集



二十歳のつどいを盛り上げよう！
**令和6年
二十歳のつどいスタッフ**

令和4年度から成人式は名称を「二十歳のつどい」と改めて開催しています。

また、対象年齢は従来通り20歳とします。

教育委員会では、来年1月7日(日)に開催予定の二十歳のつどいに向けてスタッフを募集します。

二十歳のつどい実行委員

二十歳のつどい対象者(平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方)で、二十歳のつどいの企画・運営をしたい方

※5〜6回ほどの会議で開催に向けた準備を進めますので、実行委員を希望する方は、6月30日(金)までに社会教育課へお知らせください。

二十歳のつどい企画・運営サポーター

町内在住・在勤の18歳から25歳くらいまでの方で、二十歳のつどい実行委員をサポートし、式の企画・運営をしていただける方

二十歳のつどいサポーター

中学生以上の方で、二十歳のつどいの準備・撤収・当日の案内などに協力していただける方

問合せ先 公民館内 社会教育課

☎(443)2671

福祉有償運送を実施する 事業者を募集します

本町では、福祉有償運送を実施する事業者を募集し、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいのある方等のために、移動手段を増やしていきたいと考



えています。

福祉有償運送とは、公共交通機関では十分な輸送サービスを確保できない高齢者や障がいのある方等を対象に、NPO(特定非営利活動法人)等が家用自動車を使用してドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスのことです。

福祉有償運送を実施するためには、必要書類を提出の上、町福祉有償運送運営協議会で実施について合意を得た後、愛知運輸支局の登録を受ける必要があります。

事業をお考えの方は、一度お問合せください。

問合せ先 役場 民生課

内線142・165

ホームページバナー広告

町では、ホームページバナー広告を募集しています。ぜひご利用ください。

規格 縦60ピクセル×横120ピクセル、GIF(アニメーション不可)またはJPEG、5KB以内
掲載場所 町公式ホームページのトップページ

掲載期間 1カ月単位

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枠 5000円

※12カ月連続の場合は5万円

申込期間 掲載開始希望日の6

カ月前から前月の初日

申込方法 町ホームページから

ダウンロードした申込書に記入の上、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(町外の方のみ)とともに提出してください。

申込・問合せ先 役場 企画政策課 内線128

**子育て支援事業
ファミリー・サポート・
センター提供会員**

地域で子育てを支え合うお手伝いをしてみませんか。子どもの送迎や一時預かりを行う有償ボランティア(1時間700円から)を募集します。

対象 町内、あま市内在住、満20歳以上で、育児経験あるいは保育士資格等を有する方
※養成講座の受講が必要

養成講座(全日程受講が難しい場合はお問合せください)

とき

・6月21日(水)～23日(金)・27日(火)

午前9時30分～午後3時15分

・6月28日(水)

午前9時30分～11時

ところ あま市七宝公民館

定員 15名

※無料託児あり(生後4カ月から未就学児。要予約)

申込方法 6月10日(土)までに

電話でお申し込みください。

問合せ先 あまつ子はるっ子ふあみさぽセンター事務局 電話(462)0150

会員入会強調月間

社会福祉協議会では、5月1日から6月30日までを「会員入会強調月間」とし、町民の皆さんと企業・法人様に会員への加入をお願いしています。

会員とは本会の事業に賛同し、財源の面から地域福祉事業を支えていただくサポーターです。実際に活動することが難しい方でも、会員になることで地域

福祉事業に貢献することができ、ますので、ぜひご加入ください。会費は、福祉講演会、福祉団体助成、フードパントリー等の地域福祉推進を目的とした事業に使わせていただきます。

年会費(一口)

・個人会員 1000円

・法人会員 1万円

入会方法 本会窓口、役場民生課窓口、または、ご連絡をいただきましたら、訪問します。

問合せ先 社会福祉協議会

電話(442)0990

海部地区環境事務組合職員

令和5年度海部地区環境事務組合職員採用試験を次のとおり実施します。

募集職種 技術職(機械、電気、化学)

試験日

① 一般方式 7月15日(土)

② SPI方式 7月1日(土)～15日(土)

試験要領・申込書の配付

6月5日(月)から海部地区環境事務組合総務課で配付します。なお、組合ホームページから

もダウンロードできます。

受付期間 6月5日(月)～23日(金)(必着)

問合せ先 海部地区環境事務組合 総務課(津島市新開町2丁目212)

電話0567(28)3810

HP<http://www.atkankyo.or.jp>

消防職員

大治町およびあま市を管轄区域とする海部東部消防組合消防本部では、令和5年度新規職員(消防吏員)採用試験を次のとおり実施します。

採用予定人員 若干名

受験資格

① 年齢 平成10年4月2日以降に生まれた方

② 学歴

・大学または短大を卒業した方(令和6年3月までに卒業見込みの方を含む)あるいは同等の学歴を有する方

・高等学校を卒業した方(令和5年3月までに卒業した方)

③ 身体的要件 健康な方(消防吏員として身体的適性を有する方)

④その他 詳細は、受験申込書類およびホームページでご確認ください。

申込期間

・持参の場合 6月1日(木) 14日(水)午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日を除く

・郵送の場合 6月14日(水)必着

※84円切手貼付の返信用封筒を同封

提出書類

受験申込書(受験票含む)、身体検査書、履歴書

※いずれも所定用紙あり

提出用紙は、5月下旬頃から消防本部・各消防署で配布、または、海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

試験実施日

一次試験 7月9日(日)

試験内容

教養試験・作文試験・適性検査・体力測定

問合せ先

海部東部消防組合消防本部 総務課(あま市七宝町遠島十坪119の1)

☎(442)0624(直通)

🌐<http://www.amatobu-119.jp>

※電話でのお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。

お願い



犬ふんの適正処理について

ふんを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。散歩中の排せつについては、あらかじめビニール袋や市販の専用袋などを用意し、袋に入れて必ず持ち帰りましょう。持ち帰ったふんは、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。

問合せ先

役場 産業環境課 内線124

小型充電式電池の捨て方について

小型家電等に使用される小型充電式電池について、プラスチックごみ(青袋)、不燃ごみ(赤袋)として排出すると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故の原因となり、大変危険です。

ごみを排出する際には小型充電式電池が内蔵されていないか

相談



特設人権相談

6月1日(木)の「人権擁護委員の日」に合わせ、特設人権相談所を開設します。日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、この機会をご利用ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 6月1日(木)午前10時～正午

ところ 役場 2階 第2会議室

内容 差別や暴行、虐待、職場でのセクハラやパワハラ、体罰やいじめ、インターネットによる誹謗中傷などの人権問題

相談員 町の人権擁護委員

※今回の特設相談所とは別に、毎月第2火曜 午後1時～3時に役場で人権相談を実施しています。お気軽にお出掛けください。

問合せ先

役場 民生課 内線142

を確認し、購入された店舗でご相談いただくなど適正な処理にご協力をお願いします。

問合せ先

役場 産業環境課 内線124

電柱にカラスの巣を見つけたら 中部電力にご連絡ください

毎年春先から初夏にかけてカラスの巣作りが多くなります。カラスが電柱に巣を作ると、木の枝や針金などが電線に接触し、停電の原因になります。見つけた場合は、お近くの中部電力窓口までお電話でご連絡ください。ご協力をお願いします。

なお、左記の「停電情報お知らせサービス」アプリのチャット機能からもご連絡できます。

iosはこちら

Androidはこちら

中部電力パワーグリッド株式会社 中村営業所

☎0120(929)467

(平日午前9時～午後5時)

問合せ先

役場 民生課 内線142

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

早期教育相談

県教育委員会では、お子さんに障害があると思われる方、お子さんの就学や、子育てについて相談したい方などに早期教育相談を実施します。相談は予約制で無料です。

対象 乳幼児から、来年度に新たに小学1年生になるお子さんとその保護者

とき 7月28日(金)午前10時～午後4時

ところ あま市甚目寺公民館

申込期限 6月23日(金)

申込・問合せ先 役場 学校教育課 内線205

※窓口・電話で申込可

子ども・若者相談窓口

ひきこもり・ニート等、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者と、そのご家族の方が相談できる窓口です。悩みをお聞きし、一緒に解決方法を探します。一人で抱え込まずに、まずご相談ください。秘密は厳守します。

とき 毎週水・木曜
午前9時～正午、午後1時～4時

※祝日・年末年始を除く
※事前に受付時間内にご予約ください。

ところ 役場 2階 大治町子ども・若者相談窓口

対象 大治町に居住するおおむね15歳から39歳までの子ども・若者またはそのご家族

受付時間 毎週月～金曜

午前9時30分～午後3時30分

※祝日・年末年始を除く

申込・問合せ先 子ども応援本部内 大治町子ども・若者相談窓口
☎090(3904)6145

司法書士による相続登記・成年後見等相談

司法書士による相続登記・成年後見等相談を行います。相談は事前に予約が必要となります。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守しますの
で、お気軽にお申し込みください。

とき 7月11日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター 1階

相談室

内容 相続登記・多重債務・民事一般・成年後見・家事事件など

相談料 無料

定員 4組(要予約)

申込期間 6月1日(木)～7月6日(木)

※土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎(441)1820

弁護士による無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談は事前に予約が必要です。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライバシーは厳守します。

お気軽にお申し込みください。

とき 7月18日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター 1階 相談室

定員 4組(要予約)

申込期間 6月1日(木)から受け付け開始

※土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

申込・問合せ先 社会福祉協議会

☎(441)1820

※令和5年度は、毎月第3火曜日に無料法律相談を開催します。申込は開催月前月の1日(1日が土日・祝日の場合はその翌日から受付を開始します。詳しくは毎月の広報でご確認ください。)

※心配ごと相談も、社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

心配ごと相談

☎(442)7793

スポーツ



スポーツ協会主催 第30回町民ギネス大会

幼児から大人まで全6種目、記録をみんなで目指そう!

とき 6月4日(日)

ところ 競技 午前9時15分～正午
スポーツセンター

対象 町内在住・在勤・在園の

方

受付時間 午前9時～11時

受付場所 スポーツセンター

2階 エントランスホール

部門

- ・ 幼児の部
- ・ 小学生低学年の部(1～3年)
- ・ 小学生高学年の部(4～6年)
- ・ 一般Ⅰの部(中学1年～39歳)
- ・ 一般Ⅱの部(40～59歳)
- ・ シニアの部(60歳～)

競技種目

- 1 紙きりむし
- 2 引越しビーン
- 3 輪投げ
- 4 ローラーボウリング
- 5 ぐるぐるボール
- 6 玉入れビンゴ

参加費 無料

持ち物 体育館シューズ、運動

のできる服装

その他 当日は、参加賞、記録賞等があります。

また、小学生以下のお子さん
と60歳以上のシニアの方にはあ
めすくいも用意しています。町
内保育園・幼稚園および小学
校で配布するぬり絵を持参して
ください。(スポーツセンター窓
口でもお渡しできます。)シニア
の方は当日受付でお渡しする認
定

証控をあらかじめ会場で提示し
てください。

※大会開催中の傷害については

応急手当てをしますが、その
後の責任はスポーツ傷害保険
の範囲内とします。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

**スポーツ協会主催
バウンドテニス教室**

とき 7月22日(土)・30日

(日)・8月6日(日)・13日(日)

午前9時30分～11時30分

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学4

年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む)

1人 400円

※教室開催中の傷害については
応急手当てをしますが、その
後の責任はスポーツ傷害保険
の範囲内とします。

指導内容 バウンドテニスの基

本動作

指導員 バウンドテニス公認指

導員

持ち物 体育館シューズ・ラ

ケット・タオル・飲み物

※ラケットは貸し出します。
申込期間 6月23日(金)～7月
16日(日)

申込期間 6月23日(金)～7月

16日(日)

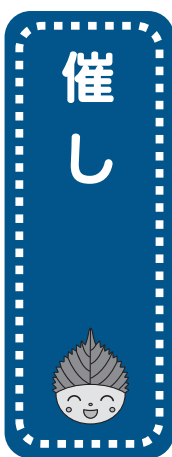
主管クラブ バウンドテニスク

ラブ

申込・問合せ先 スポーツセン

ター ☎(443)7077

催し



**婦人会主催
親子料理体験(赤シソ)**

地産地消で、町特産品農産物
の赤シソのジュースを作ってみ
ましょう。

とき 7月15日(土)午前9時30

分～午後1時

集合場所 ハツ屋防災コミュニ

ティセンター

対象 町内在住・在勤の5歳以

上のお子さんと保護者で、4名

までのグループ

定員 先着5組

参加費(当日徴収)

・ 中学生以上 300円

・ 小学生以下 100円

持ち物 エプロン・布巾・三角

巾・筆記用具・お茶

申込期間 6月20日(火)～7月

5日(水)

※月曜・祝日の翌日は除く

※定員になり次第締め切りま

す。電話での申し込みも可能

です。

申込・問合せ先 公民館内社

会教育課 ☎(443)2671

**里親体験発表会および
里親サポーター養成
講座の開催**

県では、さまざまな事情によ
り自分の家庭で生活できない子
どもたちを家庭に迎え入れ温か
い愛情と理解を持って養育する
「里親」、里親を応援していただ
く「里親サポーター」を募集して
います。里親の話を聴いてみま
せんか。

とき 7月12日(水)

・ 里親体験発表会

午前10時30分～正午

・ 里親交流会(里親サポーター

養成講座)

午後1時～2時

・研修会(里親サポーター養成講座)
午後2時～3時

ところ 海部総合庁舎 別館会議室

※事前参加申し込みが必要です。詳細は県ホームページをご確認ください。

問合せ先 海部児童・障害者相談センター
☎0567(25)8118

教科書展示会の開催

県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくために、教科書展示会を開催します。

とき 6月2日(金)～29日(木) 午前9時～午後6時

※6月27日(火)(休館日)を除く

ところ 津島市立図書館
問合せ先 県教育委員会 義務教育課
☎(954)6799

障がいのある方へ
はたらく情報発信フェア
2023 in 海部東部

障がいのある方へ働く場の情報発信を行うことにより、雇用の促進、福祉事業や制度への理解を広めることを目的に「はたらく情報発信フェア2023 in 海部東部」を開催します。

とき 6月3日(土)午前10時～午後2時30分

※入場無料。事前申し込みは必要ありませんので当日会場へお越しください。ただし、状況に応じて入場制限する可能性があります。

※新型コロナウイルス感染状況により中止となる場合があります。

ところ あま市甚目寺公民館
ブース出展者 海部東部圏域(大治町、あま市)の障害福祉サービス事業所

※就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所ほか

問合せ先 役場 民生課(あま市・大治町障がい者支援協議会)
内線169・232

人権を理解する作品コンクール
優秀作品展示会

昨年10月に「人権週間」行事の一環として、名古屋法務局などが県内の小中学校の皆さんを対象に人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に、作品コンクールを開催しました。

応募作品の中から優秀作品を選出して展示会を行いますので、ぜひお越しください。

とき 6月1日(木)～30日(金)

ところ 総合福祉センター
展示作品 ポスター、書道、標語

問合せ先 役場 民生課
内線142

講座・教室

認知症サポーター養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。

とき 6月3日(土)午後2時～3時30分

ところ 総合福祉センター

内容

- ・認知症の症状
- ・認知症の診断・治療、予防
- ・接するときの心がまえ
- ・家族の気持ちの理解
- ・サポーターとは
- ・劇団による寸劇など

参加費 無料(予約不要)

今後の予定 7月8日・8月5日・9月2日・10月7日・11月4日・12月2日・令和6年1月6日・2月3日・3月2日(全土曜)

問合せ先 役場 長寿支援課
内線158
地域包括支援センター
☎(442)0857



身に付けよう応急手当 上級救命講習

とき 6月25日(日)午前8時30分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防署 講堂

対象 大治町・あま市に在住、在勤または在学の方で15歳以上の方

内容 応急手当の基礎知識、救命処置(成人・小児・乳児に対する心肺蘇生法)、その他応急手当等

定員 15名

参加費 無料

受付期間 6月5日(月)～18日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出席し、講習を実施することが可能です。

6月の公民館ロビー展示

パネル展示

〈絵手紙展〉6月1日(木)～15日(木) ●絵手紙なかよし会

〈ロビー展〉16日(金)～30日(金) ●きり絵ゆうゆう

ガラスケース展示

〈水墨画展〉6月1日(木)～30日(金) ●水墨画同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。



※社会情勢によって日程および講習内容を変更する場合があります。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

★町公式 SNS で情報発信中！
ぜひ、フォローしてください！

Twitter



@oharu_town

Facebook



@town.aichi.oharu

問合せ先 役場 企画政策課 内線128

町税はスマートフォン決済で！

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ
LINEPay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay

問合せ先 役場 収納課 内線120



町ホームページ

こどもからSDGs おおはるからはじめようSDGs ～SDGs(エスディー・ジーズ)ってなんだろう?vol.14～

16 平和と公正を
すべての人に



みなさんは「マイナンバーカード」を持っていますか。出生届を提出し、住民登録がされたすべての人は、いつでもマイナンバーカードの発行の申し込みができます。

SDGsの16の目標のターゲットの1つとして「2030年までに、出生登録を含む法的な身分証明をすべての人々に提供する。」が挙げられています。

身分証明書として活用できるマイナンバーカードを所持することで、SDGsの取り組みに貢献できます。